

○湖周行政事務組合公印規則

平成 23 年 9 月 1 日

規則第 3 号

(目的)

第 1 条 この規則は、湖周行政事務組合の公印について定めることを目的とする。

(公印の種類)

第 2 条 公印の種類は、次のとおりとする。

- (1) 湖周行政事務組合印
- (2) 湖周行政事務組合長印
- (3) 湖周行政事務組合長職務代理人印
- (4) 湖周行政事務組合会計管理者印

(公印の名称等)

第 3 条 公印の名称、寸法、様式、書体、使用する文書の区分、保管者及びその数は、別表のとおりとする。

(公印の保管)

第 4 条 公印の保管に関する事務は、事務局長が総轄する。

- 2 公印の保管は、別表に定める保管者が責任をもって行わなければならない。
- 3 保管者は、公印の取扱いを厳正にするため、公印取扱者を定めておかななければならない。

(公印の使用)

第 5 条 公印を使用するときは、公印取扱者に当該原議書及び施行文書を提示し、承認を受けてから押印しなければならない。

(公印の取扱い)

第 6 条 休日及び退庁時刻後における公印の取扱いは、保管者の許可を得なければならない。

(公印の廃止)

第 7 条 公印の損傷、摩滅等により使用できなくなった場合は、その理由を付し、組合長の承認を得て廃棄処分しなければならない。

(公印台帳)

第 8 条 公印を登録し必要な事項を整理するため、公印台帳（別記様式）を置く。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第3条・第4条関係）

名称	寸法	様式	書体	使用する文書の区分	保管者	個数
湖周行政事務組合印	方30ミリメートル	湖 周 行 政 事 務 組 合 印	古印体	組合名をもつてする文書用	事務局長	1
湖周行政事務組合長印	方21ミリメートル	湖 周 行 政 事 務 組 合 長 之 印	古印体	組合長名をもつてする文書用	事務局長	1
湖周行政事務組合長職務代理人印	方21ミリメートル	湖 周 行 政 事 務 組 合 長 職 務 代 理 者 之 印	古印体	組合長職務代理人名をもつてする文書用	事務局長	1
湖周行政事務組合会計管理者印	方21ミリメートル	湖 周 行 政 事 務 組 合 会 計 管 理 者 之 印	古印体	組合会計管理者名をもつてする文書用	会計管理者	1

別記様式（第8条関係）

公 印 台 帳

調製年月日	年 月 日		係		事務局長		副組合長		副組合長		副組合長		組合長	
廃印年月日	年 月 日		長											
印 影				公印の種類	形 態	廃印の理由等		廃印時の印影						
保 管 者														
職	氏 名	印	引継の理由等											
						摘 要								